

| 区分 | | 平成 17 年度 (管理委託) | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|--------|---------------|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| 支出計 | | 202,924 | 192,007 | 210,538 | 211,174 | 206,587 |
| 内 訳 | 人件費 | 85,613 | 59,105 | 56,849 | 60,863 | 70,007 |
| | 物件費 | 117,311 | 123,638 | 141,106 | 131,806 | 114,519 |
| | 水道光熱費 | 24,993 | 16,627 | 16,517 | 17,143 | 16,494 |
| | 委託料 | 33,892 | 13,291 | 12,066 | 11,985 | 11,484 |
| | その他 | 58,426 | 93,720 | 112,523 | 102,678 | 86,541 |
| | 本社経費 (注 1) | (注 2) | 9,264 | 12,583 | 18,505 | 22,061 |
| 取支差額 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注 1) 本社経費には、事務局会計（財団管理費）への繰入金支出相当額を集計している。

(注 2) 平成 17 年度については、本社経費相当額は不明である。

(注 3) 平成 17 年度の指定管理料の欄には、委託料総額から利用料収入等を控除した実質的な県費負担額を記載している。

③ 自主事業の実施状況

| 項目 | | | 開催時期 | |
|------------------------------------|----------|----------|--------------|----------|
| 1. カフェの運営 | | | 平成 21 年 4 月～ | |
| 2. 東山魁夷館におけるミュージアムショップの運営 | | | 平成 22 年 3 月 | |
| 3. ギャラリーコンサート（平成 21 年 11 月 11 日開催） | | | | |
| | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
| 収入：(注 2) | 26,944 | 26,939 | 42,887 | 31,716 |
| (うち指定管理事業からの繰入) | — | — | — | — |
| (うち収益事業からの繰入) | — | — | — | — |
| 支出：(注 2) | 26,669 | 30,040 | 46,022 | 31,716 |
| (うち指定管理事業への繰入) | — | — | — | — |

(注 1) 単位：千円

(注 2) 財団法人長野県文化振興事業団の収益事業会計に計上されているカフェ事業及び物品販売に係る収支は、信濃美術館の事業計画書上、自主事業に区分されることから、収益事業会計と自主事業会計の収支を合算し集計している。

④ 職員の配置状況

(単位：人)

| | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 常勤職員 | 13 | 13 | 13 | 14 | 15 |
| 非常勤職員 | 9 | 9 | 11 | 10 | 12 |
| 合計 | 22 | 22 | 24 | 24 | 27 |

6. 監査の結果及び意見

(1)【監査の視点1】指定管理者制度の導入と施設のあり方

- ① 県は「公の施設」としてのあり方や施設の必要性を検討しているか。～信濃美術館のあり方の検討について（意見）～

信濃美術館については、平成19年12月に取りまとめられた「長野県中期総合計画（計画期間：平成20年度～平成24年度）」において、「県民が良好な環境で創作発表活動や鑑賞ができるよう、県立文化施設の適切な維持管理を行うとともに、信濃美術館のあり方の検討を進めます。」とあり、また、平成21年3月に取りまとめられた「長野県文化芸術振興指針」において、「施設は設置後40年以上を経過しており、今後のあり方を含め検討が必要」とされている。しかし、現時点においては、具体的な作業に着手されていない。

東山魁夷館で、設置後20年が経過し、本館に至っては40年が経過しているものの、これまで抜本的な改修工事等は実施されていない。このため、設備も含めた施設の老朽化が著しく進んでおり、例えば、絵画等を扱う美術館にとって必要不可欠な空調機能について、一部に不具合が生じておらず、加湿器等を臨時に設置し対応している状況である。現状では、適切な温湿度管理に相当の労力を費やしており、美術館の基本的な機能である収集、保管及び展示機能のうち、保管及び展示機能の発揮に障害となっている。また、本館の入り口は2階となっているが、階段のみであり、エレベータ等は設置されていない。このため、車椅子では正面入り口から入館することができず、北側の東山魁夷館の入り口に回り込む必要がある等、バリアフリー対策も十分とはいえない。大規模修繕については、指定管理者と協議の上、県が実施することとされているが、信濃美術館においては設備も含めて施設全般が老朽化しているものの、具体的な大規模修繕計画は策定されていない。また、平成17年度から平成21年度までにおいて、県が計画した大規模修繕工事は、特に実施されていない。

美術館機能を十分に発揮させるためには、早急に、建て替えを含む大規模改修等が必要であるが、その要否を決定する際には、長野県中期総合計画や長野県文化芸術振興指針にあるとおり、信濃美術館のあり方を検討し、再度、県の文化施策の中での信濃美術館の位置付け及びその目的を明確化することが必要である。また、後掲（⑧今後の運営主体について）するように、それに合致する適切な運営形態及び評価体制についても併せて検討する必要があるものと考える。

② 信濃美術館の今後の運営主体等の検討について（意見）～

現在、指定管理者として財団法人長野県文化振興事業団が指定されているが、施設の性質上、非公募の扱いとされている。これは、従前より信濃美術館の運営管理を受託してきた実績から、美術館の運営に関するノウハウや経験等の蓄積があるものと判断してなされているものである。このため、財団法人長野県文化振興事業団は、非公募により安定的に指定管理業務を受注する前提として、継続的なノウハウの蓄積や、特に、それを可能とする長期的な人材育成戦略等が当然に求められる。

しかし、財団法人長野県文化振興事業団の業務は、長野県からの指定管理業務を主体としており、かつ、信濃美術館以外の指定管理業務は公募の対象となっている。このため、公募対象事業の管理者の指定を受けることができなかつた場合、その影響が信濃美術館の運営にも及ぶ可能性があり、法人全体として全法人的に長期的な雇用契約がなされていない。実際、信濃美術館の業務に従事する職員 26 人（平成 22 年 10 月 1 日現在）の内、長野県庁からの出向職員 1 人を含む 4 人以外は、原則 3 年間又は指定管理期間（5 年）の期限で採用している臨時の任用職員又は嘱託職員である。この点、財団法人長野県文化振興事業団自身、指定管理者制度の中での運営であり、常勤のプロパー職員の採用計画は立てにくい状況であるとし、臨時の任用職員又は嘱託職員も、3 年～5 年の有期限であることと給与水準から、計画的な事業執行を担当することや、本人のモチベーションを上げていく面で難しい状況にあると認めている。現在、信濃美術館の指定管理業務は非公募とされており、指定管理業務の安定性は確保されているはずである。しかし、法人全体の経営管理の観点からは、公募による指定管理業務から生ずる収益変動のリスクを、非公募である信濃美術館の指定管理業務に従事する職員を含めて、短期雇用を行うことで人件費を変動化し、回避しようとしているものといえる。この点、現在、指定管理者との間において県は何等の定めをしていないが、今後、非公募とする条件として、美術館職員として十分な人材育成戦略の策定を求めるとともに、それを担保するために、必要に応じて、継続的な雇用契約の実現を要請すること等も検討の余地があるものと考える。

また、後掲するように、信濃美術館において生じた剰余金は、法人の管理部門を維持するために事務局区分（本社経費）に振り替えられることにより、本来、長期的な展望に立った展覧会の運営等に充当し得る資金が、結果的に圧迫されている可能性もある。この点、人材育成面（雇用面）と併せて、現行の財団法人長野県文化振興事業団が信濃美術館の指定管理者となることによるデメリットといえる。今後、こうしたデメリットの解消を財団法人長野県文化振興事業団に対して継続的に求めるとともに、信濃美術館のあり方を検討する中で、適切な運営形態及び評価体制を検討する必要がある。

(2)【監査の視点2】指定管理者の選定手続と協定書等の内容

① 選定委員会の構成等は適切か。～選定委員会の委員構成について～

ア. 指定管理者の選定方法等について（説明）

（ア）公募期間・・・非公募

（イ）審査の方法

審査の方法（選定委員会の構成、審査基準及び配点）と審査結果は次のとおりである。

選定委員会の構成

| 役職 | 区分 |
|-----------------|---------------|
| 企画部長 | 内部 |
| 企画部企画課長 | 内部 |
| 企画部政策評価課長 | 内部 |
| 企画部人権・男女共同参画課長 | 内部 |
| 教育委員会文化財・生涯学習課長 | 内部 |
| 企画部生活文化課長 | 内部 |
| 長野県芸術文化協会事務局長 | 外部（芸術文化団体の役員） |

審査基準及び配点

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|------------------|--|----|
| 経営基盤 | ・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 | 10 |
| 施設の運営方針・平等な利用の確保 | ・運営方針は施設の設置目的や県の意図したものに合致しているか。 ・県民の平等な利用が図られる計画となっているか。 | 15 |
| 収支計画の内容 | ・収入・支出の積算が妥当であり、事業計画との整合性が図られ、実現可能性を有しているか。 | 10 |
| サービスの内容 | ・施設の利用促進に向け具体的な方策を有しているか。 ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 | 20 |
| 施設管理の内容 | ・適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか。 ・収蔵品の適正かつ確実な管理、保存に配慮した内容になっているか。 ・効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか。 ・環境に配慮した業務運営となっているか。 ・美術館の機能を十分發揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。 ・個人情報保護対策は万全か。 | 25 |
| 文化芸術振興策の内容 | ・多くの人に質の高い芸術文化を提供する内容になっているか。 ・教育機関と連携し、芸術文化教育活動に積極的に取組、芸術文化の裾野の拡大に寄与する内容となっているか。 | 20 |

| 審査基準 | 審査項目 | 配点 |
|------|---|----|
| | ・調査研究に取り組むとともに、美術情報を積極的に発信し、芸術文化を普及する内容となっているか。 | |

審査結果

| 応募者名 | 合計得点 |
|----------------|------|
| 財団法人長野県文化振興事業団 | 77.0 |

(ウ) 指定管理者の指定及び協定書の締結について

平成 20 年 11 月の長野県議会における指定の議決を受け、平成 20 年 12 月 12 日に管理者を指定している。その上で、指定管理者との間において、基本協定書を平成 21 年 4 月 1 日に締結するとともに、平成 21 年 4 月 1 日、平成 22 年 4 月 1 日に年度協定書を締結している。

イ. 選定委員会の委員構成の見直しについて（意見）

前回の指定管理者候補者の選定に際して設置された選定委員会においては、7 人の委員のうち、外部委員が 1 人（長野県芸術文化協会事務局長）、内部委員が 6 人となっている。また、内部委員のうち、教育委員会事務局の職員が 1 人（教育委員会文化財・生涯学習課長）の他は、企画部長以下、信濃美術館の所管課（生活文化課）が属する企画部の職員である。長野県総務部行政改革課の定めた「指定管理者に関するガイドライン」には反していないものの、信濃美術館のような文化施設の場合、サービスの内容や文化芸術振興策の内容等に関して、より定性的な評価が必要となることから、該当する分野に知見を有する外部委員の増員を検討することが望ましいものと考える。特に、信濃美術館のような非公募による管理者の選定を行う場合には、選定委員会の外観的な客觀性を担保することが重要であり、この点からも、外部委員を増員することが望ましいものと考える。加えて、唯一の外部委員である長野県芸術文化協会事務局長は長野県合唱連盟の顧問であり、信濃美術館の性格からした場合、より関連する芸術分野及び社会教育分野等に知見を有する外部委員を増員することが望ましいものと考える。いずれにしても、文化施設としての信濃美術館の選定をより適切なものとするよう、次回の選定に当たっては、選定委員会の構成員を見直すことが必要である。

(3)【監査の視点3】指定管理者による施設の管理運営と県のモニタリング

① 施設の収支状況について、事業報告書、収支計算書の支出の内容は妥当か。～本社経費について（指摘）～

現在、本社経費として認める範囲等について、所管課から指定管理者に対して指示等がなされていないことから、各指定管理者の裁量で計上されている。信濃美術館の指定管理者である財団法人長野県文化振興事業団は、信濃美術館以外にも、県民文化会館（ホクト文化ホール）、伊那文化会館、松本文化会館及び飯田創造館の指定管理者となっており、これ以外に埋蔵文化財センターの業務を受託している。このため、決算書においては、一般会計の中に、指定管理業務等ごとの会計区分を設けるとともに、法人全体の共通部分（管理部門等）のために「事務局」という会計区分を設けている。また、一般会計以外に、自主事業会計及び収益事業会計を設けている。各特別会計において本社経費以外の業務で生じた剰余金は、その全額を事務局会計等の他会計に振り替えられている。平成21年度においては、各指定管理業務等から合計で115,851,264円が「事務局」に振り替えられ、結果として、各指定管理業務等の区分においては剰余金が生じていない。しかし、「事務局」の会計区分では、共通的な管理支出を差し引いた後になお65,822,583円の剰余金が生じており、この中には、信濃美術館の指定管理業務から生じた剰余金相当額も含まれているものと考えられる。

基本協定書第13条の2において、「指定管理期間終了後において、剰余金が生じ、剰余金が指定管理期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額」を県に返納することとされている。本社経費を各指定管理者の裁量で計上できる場合、指定管理業務にて生じた剰余金を正確に把握することは困難である。早急に、本社経費の考え方を全序的に整理するとともに、指定管理者に通知する必要がある。

いずれにしても、剰余金について一定の精算方式を採用するのであれば、県が本社経費として認める範囲と限度額を示す必要がある。たとえ、最終年度に精算するとしても、具体的な定めをおかないままの状態が続ければ、その間、県は、毎年度の収支報告を受領することから、場合によっては、不適切な本社経費の執行を認める外觀を呈するおそれがある。指定管理者との間で紛争の要因ともなりかねないものであり、著しく不合理である。

参考に、平成21年度の信濃美術館の指定管理業務から生じた剰余金相当額を試算した。この場合、信濃美術館から事務局区分への繰入額（22,061,088円）を、信濃美術館の指定管理業務から生じた本社経費控除前剰余金とした場合、その内、本社経費相当額は11,590,162円、剰余金

10,470,926 円と試算された。本来は、各館にて個別に発生し直課することが可能な間接費（事務局経常費用）を積み上げた上で、共通費を一定の按分基準にて配賦する必要があるが、簡便的に、現行の決算書の情報から試算した。なお、「事務局」区分においては、基本財産運用収入、補助金収入及び諸収入といった固有の収入があるが、これらは優先的に管理費に充当され、「事務局」区分固有の剩余金は生じないものとして算定している。また、自主事業会計への繰入金については、指定管理業務の一環としての支出とみなし、剩余金（当期収支差額）の調整には含めていない。

試算された平成 21 年度の信濃美術館の指定管理業務から生じた剩余金相当額 10,470,926 円は、平成 21 年度の信濃美術館の事業収入（206,587,015 円）の 5.06% となる。県への精算は、指定管理期間全体を通しての累積額での判断であり、一定の仮定に基づく試算であるが、平成 21 年度単年度で見た場合、返納の可能性がある水準の剩余金が生じているものといえる。

【平成 21 年度における信濃美術館の指定管理業務から生じた剩余金相当額の試算】

ア. 剩余金（当期収支差額）の調整：指定管理業務からの剩余金の算定

| 項目 | 金額 |
|------------------------------|--------------|
| 当期収支差額（事務局）：(A) | 65,822,583 円 |
| 自主事業会計からの繰入金（控除） | 1,923,347 円 |
| 収益事業からの繰入金（控除） | 8,789,094 円 |
| 控除計：(B) | 10,712,441 円 |
| 収益事業会計への繰入金（加算） | 0 円 |
| 加算計：(C) | 0 円 |
| 指定管理業務からの剩余金：(A) - (B) + (C) | 55,110,142 円 |

(A) : 信濃美術館を始めとする各事業にて生じた当期収支差額は、全て、事務局区分に繰り入れられる。このため、事務局区分における当期収支差額は、一般会計における全事業の当期収支差額を表す。

イ. 信濃美術館への按分率の算定

| 項目 | 金額 |
|---------------------------|---------------|
| 財団管理費への繰入金支出（全館）：(D) | 115,851,264 円 |
| 信濃美術館における財団管理費への繰入金支出：(E) | 22,061,088 円 |
| 按分率：(E) ÷ (D) | 19.0% |

ウ. 信濃美術館の指定管理業務から生じた剰余金相当額の算定

| 算定式 | 金額 |
|-------------------|--------------|
| 55,110,142 円×0.19 | 10,470,926 円 |

② サービスの向上への取組について～利用者数の目標管理について～

ア. 平成 21 年度の入館者数（説明）

指定管理者からの実績報告である「平成 21 年度長野県信濃美術館管理運営報告書」に記載されている利用状況の報告においては、見込（目標入館者数）が 128,500 人であったのに対して、実績は、善光寺御開帳の年であったこともあり、291,903 人と 127.1% の増加率となっている。非常に高い水準の達成度合いであるものの、前指定管理期間（平成 18 年度～平成 20 年度）における入館者数は、平成 18 年度の 121,770 人を最低として、平成 19 年度は 162,587 人、平成 20 年度は 199,353 人となっており、単純平均で 161,236 人である。これと比較した場合には 81.0% の増加率となる。

表 12 平成 21 年度における入館者数の見込と実績

(単位：人)

| 施設名 | 実績 (A) | 見込 (B) | 差(A)-(B) | 備考 |
|-----------|---------|---------|----------|-----|
| 常設展・収蔵品展 | 129,442 | 84,800 | 44,642 | (注) |
| 企画展（含共催展） | 149,848 | 41,000 | 118,848 | (注) |
| 移動展 | 2,613 | 2,700 | △87 | (注) |
| 計 | 291,903 | 128,500 | 163,403 | |

（「平成 21 年度長野県信濃美術館管理報告書」より抜粋）

(注) 本来、「備考」欄には、実績と見込との差の要因を記載することとされているが空欄となっている。

イ. 利用者数の目標値の設定水準について（意見）

目標入館者数は、信濃美術館の年度計画である「平成 21 年度長野県信濃美術館管理計画書」に掲げられている。そもそも、管理計画書の目標入館者数は、平成 21 年度～平成 25 年度を対象期間とした指定管理者の選定に当たり、現指定管理者より提出された申請書に記載された目標入館者数が用いられている。申請書に記載された目標入館者数は、平成 2 年度の東山魁夷館開館後の最低であった平成 16 年度の入館者数（展覧会入場者数：121,400 人）を基礎として、平成 25 年度までに、その 10% の増加を目指とした値を設定している。しかし、直前の指定管理期間（平成 18 年度～平成 20 年度）の平均利用者数は 161,236 人であり、企画展や御開帳等の変動要

因を考慮したとしても、相当程度、低い水準の目標設定となっている。

美術館の成果は入館者数のみで評価されるものではないとはいえ、一つの重要な評価指標には変わりなく、目標値が実態に即したものでない場合、実績の評価や、それを翌年度以降の事業計画等に反映させるための目標管理の機能も損なわれることになる。平成 21 年度の目標入館者数は選定委員会にて審査の対象となっており、平成 19 年度に開催された人体の不思議展（貸館）の効果による常設展入館者の増加分を考慮し、平成 18 年度及び平成 19 年度の入館者数平均の△9.6%に相当する 128,500 人が妥当とされた。ただし、展覧会は必ずしも申請時どおりの入館者数とならないことから、管理指標としての年度ごとの入館者数は、実態（実績）に応じて見直す必要がある。現状の目標入館者数は実態から乖離しており、翌年度（平成 23 年度）の年度計画（管理計画書）からは、早急に、実態に即した目標入館者数とする必要がある。

加えて、「平成 21 年度長野県信濃美術館管理運営報告書」に記載されている利用状況の報告（上表）の備考欄は、本来、実績と見込との差の要因を記載することとされているが、特段記載はなされず、空欄のまま提出されている。仮に見込（目標値）が適切であったとしても、見込の 2.2 倍以上の実績に対する要因の記載がなされておらず、県による報告書の評価が適切に行われているか疑問である。見込と実績との差異分析を行い、翌年度への計画に反映させることは、適切な目標管理のために最低限必要である。

表 13 申請書記載の目標入館者数

（単位：人、%）

| 区分 | H16 年度 | H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入館者数（人） | 121,400 | 128,500 | 129,700 | 130,800 | 132,000 | 133,200 |
| 対 H16 年度伸び率 | — | 6% | 7% | 8% | 9% | 10% |
| 常設展（人） （収蔵品展を含む） | 80,000 | 84,800 | 85,600 | 86,400 | 87,200 | 88,000 |
| 企画展（人） | 38,700 | 41,000 | 41,400 | 41,700 | 42,100 | 42,500 |
| 移動展（人） | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 | 2,700 |

（「長野県信濃美術館指定管理者指定申請書類」より抜粋）

③ サービスの向上への取組について～共催展の契約方法について～（意見）

年 4 回の企画展のうち、半数の 2 回は、新聞社やテレビ局等との共催展としている。その際の共催者との契約においては、開催経費は共催者が負担する代わりに、当該共催展の入場料収入及び関連グッズの販売収入は共催者の取り分とすることとなっている。加えて、いずれの共催展においても、信濃

美術館側は250万円の資金拠出を行うこととしている。この契約形態は、従前より、同じ条件で行われてきたとのことである。しかし、企画展によっては、事前に多数の入場者数が見込まれるものもあり、信濃美術館は、長野市内で唯一の相対的に規模の大きな企画展を開催できる美術館であることから、250万円の資金拠出の減額や入場料収入の一定割合を信濃美術館の取り分とする契約に変更する余地があるものと考えられる。今後、指定管理者は、収益の拡大若しくは費用削減策の一つとして、契約内容の見直しを図ることが望まれる。

④ サービスの向上への取組について～駐車場の有料化について～（意見）

現在、信濃美術館の駐車場は、駐車料金等は徴収していないが、善光寺に隣接する立地条件から、善光寺の御開帳や行楽シーズン等においては、利用者以外の駐車も散見されるとのことである。信濃美術館の敷地は、長野市から無償貸与を受けており、かつ、隣接する長野市が管理する公園の駐車場も兼ねていることから、早急な有料化は困難と推測されるが、信濃美術館の建て替え若しくは大規模改修に併せて、有料化についても検討することが望ましいものと考える。

⑤ 指定管理者による自己評価と県によるモニタリングが適切に行われているか。～自己評価の評価項目について～

ア. 指定管理者による事業報告及び県によるモニタリングの状況について（説明）

（ア） 指定管理者による月例報告の状況について

基本協定書の規定により、毎月、指定管理者より管理運営定期報告書の提出を受けている。

（イ） 事業報告（收支結果報告を含む。）の状況について

基本協定書の規定により、年度終了後、指定管理者より管理報告書の提出を受けている。

（ウ） 県によるモニタリングの状況について

| 時期 | 内容 | 場所 |
|---------------|----------------------------|-------|
| H20.3.5～3.9 | 21年度事業計画に関するヒアリング | 県庁 |
| H21.7.7～7.9 | 20年度事業報告に関するヒアリング | 県庁 |
| H21.9.14～9.18 | 22年度事業計画(予算)に関するヒアリング、実地調査 | 信濃美術館 |

| 時期 | 内容 | 場所 |
|--------------|-------------------|----|
| H22.3.8～3.12 | 22年度事業計画に関するヒアリング | 県庁 |
| H22.7.5～7.9 | 21年度事業報告に関するヒアリング | 県庁 |

イ. 自己評価の項目について（意見）

県は、モニタリングの一環として、管理報告書とともに、「信濃美術館自己評価・チェックリスト」の提出を毎年度受けている。この「自己評価・チェックリスト」は29項目にわたり5段階評価を行うとともに、コメントを付す形態のものであるが、評価の基準が、「十分に、努めた。」等のように、数値等で具体的に設定されていない。ただし、補足して詳細なコメントが記載されており、指定管理者側の自己評価としては機能しているものといえる。しかし、この「自己評価・チェックリスト」の提出を受けて、県がどのように評価するかが実務的に定まっていなかったため、結果として、県がどう評価し、翌年度以降の指定管理業務に反映させたのかが不明確である。「自己評価・チェックリスト」を有効に活用するためにも、評価項目を見直し、実態に即した評価項目とするとともに、その評価結果を県のモニタリングに活かすよう、業務の中でルール化する必要があるものと考える。また、今後、県の文化施策の中における信濃美術館の位置付けが見直された際には、適宜、評価項目も併せて見直すことが必要である。

なお、監査人の指摘により、所管課は、平成22年度の実績評価に間に合うよう、自己評価・チェックリストの改訂を行う意向である。

〔評価の項目の例〕

| 項目 | 評価の基準 | 評点 |
|--|------------|----|
| より多くの人に鑑賞してもらい、かつ、満足し感動してもらえる展示に努めていますか。 | 十分に努めた。 | 5 |
| | まあ、努めた。 | 4 |
| | どちらとも言えない。 | 3 |
| | あまり努めなかつた。 | 2 |
| | 全く、努めなかつた。 | 1 |

第3章 文化会館

長野県では、県立の文化会館として松本市の松本文化会館、長野市の県民文化会館（愛称：ホクト文化ホール）、伊那市の伊那文化会館を運営している。以下、3館の概要を記載する。このうち松本文化会館については、現地視察に赴いた。

1. 施設の概要

(1) 松本文化会館

| | | | |
|-------|--|-------|-----------|
| 施設名 | 長野県松本文化会館 | | |
| 住所 | 松本市大字水汲 69-2 | | |
| 設置年月 | 平成4年7月 | 根拠条例等 | 長野県文化会館条例 |
| 設置目的 | 県民の文化の振興と福祉の増進を図るため設置する。 | | |
| 施設の内容 | <ul style="list-style-type: none">・大ホール（2,000席）…舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（9室）・中ホール（746席）…舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（2室）・リハーサル室、国際会議室、会議室（4室）、レストラン（100席）、駐車場（普通車660台、大型車30台、身障者用5台） | | |
| 利用料金 | 大ホール（39,000～470,000円）、中ホール（14,000～168,000円）、樂屋（1,200～5,900円）、リハーサル室（3,900円～16,400円）、国際会議室（26,000～84,000円）、会議室（1,400～24,900円）、その他「付属設備」「冷暖房」「持込電気器具電気料」等 | | |
| 休館日 | 毎週火曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年1月3日まで。 なおサービス向上のため開館日を増やしている。 | | |
| 利用時間 | 午前9時から午後9時30分 | | |

(2) ホクト文化ホール

| | | | |
|-------|---|-------|-----------|
| 施設名 | 長野県県民文化会館（愛称：ホクト文化ホール） | | |
| 住所 | 長野市若里1-1-3 | | |
| 設置年月 | 昭和58年4月 | 根拠条例等 | 長野県文化会館条例 |
| 設置目的 | 県民の文化の振興と福祉の増進を図るため設置する。 | | |
| 施設の内容 | <ul style="list-style-type: none">・大ホール（2,173席）…舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（8室）・中ホール（1,070席）…舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（6室）・小ホール（300席）…舞台設備、音響設備、照明設備、控室（2室）・リハーサル室、展示室、会議室（4室）、レストラン、喫茶室、駐車場（普通車216台、身障者用5台、バス20台） | | |

| | |
|------|---|
| 利用料金 | 大ホール（43,000～518,000円）、中ホール（24,000～288,000円）、小ホール（5,500～65,000円）、楽屋（1,200～6,800円）、リハーサル室（4,800～20,200円）、展示室（14,000～22,000円）、会議室（2,300～17,700円）、その他「附属設備」「冷暖房」「持込電気器具電気料」など |
| 休館日 | 毎週月曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年1月3日まで。ただし、あらかじめ知事の承認を得て変更する場合がある。 |
| 利用時間 | 午前9時から午後9時30分 |

(3)伊那文化会館

| | | | |
|-------|---|-------|-----------|
| 施設名 | 長野県伊那文化会館 | | |
| 住所 | 伊那市西町5776 | | |
| 設置年月 | 昭和63年12月 | 根拠条例等 | 長野県文化会館条例 |
| 設置目的 | 県民の文化の振興と福祉の増進を図るため設置する。 | | |
| 施設の内容 | • 大ホール（1,512席）…舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（5室） • 小ホール（436席）…舞台設備、音響設備、照明設備、楽屋（2室） • 美術展示ホール、プラネタリウム（100席）、食堂（52席）、駐車場（普通車590台、身障者用4台） | | |
| 利用料金 | 大ホール（30,000～362,000円）、小ホール（7,500～90,000円）、楽屋（1,200～5,100円）、美術展示ホール（16,000～25,600円）、プラネタリウム（80～230円）、その他「附属設備」「冷暖房」「持込電気器具電気料」など | | |
| 休館日 | 毎週月曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年1月3日まで。ただし、あらかじめ知事の承認を得て変更する場合がある。 | | |
| 利用時間 | 午前9時から午後9時30分 | | |

2. 指定管理者制度導入前の管理運営状況

| 期間 | 管理形態 | 管理受託者又は指定管理者等 |
|---------|------|----------------|
| ～平成17年度 | 管理委託 | 財団法人長野県文化振興事業団 |

松本文化会館、ホクト文化ホール、伊那文化会館とともに、平成17年度までは財団法人長野県文化振興事業団に対する管理委託であり、平成18年度より指定管理者制度を導入している。

3. 指定管理者の状況

(1) 松本文化会館

| | | | |
|-------|---|------|--|
| 指定管理者 | (株) コンベンションリンクージ (株) ビジニナル・サービスセンター共同企業体 | 指定期間 | 平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 21 年 3 月 31 日(3 年間) |
| 選定方法 | 公募(応募者数:2) | | |
| 指定管理者 | 財団法人長野県文化振興事業団 | 指定期間 | 平成 21 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日(5 年間) |
| 選定方法 | 公募(応募者数:2) | | |

※財団法人長野県文化振興事業団の概要

| | |
|---|--|
| 指定管理者 | 財団法人長野県文化振興事業団 |
| 主な出えん者(出えん比率) | 長野県(100%) |
| 所在地 | 長野県長野市若里 1-1-3 |
| 設立年月日 | 昭和 54 年 9 月 11 日 |
| 代表者(県との関係) | 【H22.11.10 現在】 理事長: 和田恭良(長野県副知事) |
| 役員、職員の状況 | 【H22.11.10 現在】 理事 8 人(常勤 2 人、兼務 6 人)、監事 2 人 職員 125 人(県派遣 29 人、県 OB13 人) |
| 主な業務内容 | ・指定管理者として県立文化施設(ホクト文化ホール、伊那文化会館、松本文化会館、信濃美術館、飯田創造館)の管理運営 ・県埋蔵文化財の発掘調査及び研究 ・自主企画事業等、目的達成のために必要な事業 |
| 長野県所管の他の公の施設における平成 21 年度の指定管理業務 (長野県の所管部署) | 信濃美術館、飯田創造館、佐久創造館 |

※指定管理者の財務の状況(平成 21 年度は財団法人長野県文化振興事業団)(単位:千円)

| | 前々年度 (20 年 3 月 31 日) | 前年度 (21 年 3 月 31 日) | 直近の年度 (22 年 3 月 31 日) |
|-------------|---|------------------------|--------------------------|
| 経常収益 | | | 1,822,250 |
| 当期一般正味財産増減額 | 平成 20 年度までの指定管理者であった ㈱コンベンションリンクージ ㈱ビジニナ ル・サービスセンター共同企業体につい ては不明 | | 70,971 |
| 総資産額 | | | 410,099 |
| 指定正味財産 | | | 20,000 |
| 正味財産合計 | | | 223,813 |

(2) ホクト文化ホール、伊那文化会館

ホクト文化ホール、伊那文化会館は前指定管理期間(平成18年4月1日～平成21年3月31日)、現指定管理期間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)とともに公募による選定で、財団法人長野県文化振興事業団が指定管理者となっている。

財団法人長野県文化振興事業団の概要は、(1)松本文化会館の「※財団法人長野県文化振興事業団の概要」に記載のとおりである。

※財団法人長野県文化振興事業団の財務の状況 (単位:千円)

| | 前々年度 (20年3月31日) | 前年度 (21年3月31日) | 直近の年度 (22年3月31日) |
|-------------|--------------------|-------------------|---------------------|
| 経常収益 | 1,682,714 | 1,755,260 | 1,822,250 |
| 当期一般正味財産増減額 | 16,316 | 41,733 | 70,971 |
| 総資産額 | 277,247 | 286,640 | 410,099 |
| 指定正味財産 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |
| 正味財産合計 | 111,109 | 152,842 | 223,813 |

4. 指定管理者が行う業務

- (1)施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2)文化会館の利用の許可及び利用料金に関する業務
- (3)芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (4)上記業務に附帯する業務

5. 指定管理者制度導入後の業務の概況

(1) 松本文化会館

松本文化会館は、平成18年4月より指定管理者制度が導入されていることから、平成17年度については管理委託の状況を記載する。

① 年間利用状況の推移

(単位:人、%)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年間利用人数 | 246,984 | 254,425 | 268,611 | 276,794 | 335,652 |
| ホール稼働率 | 68.8% | 62.0% | 71.6% | 74.9% | 80.0% |